

農業だより

農地の転用・売買・賃借等の申請締切日について

農業委員会では本年度、農地台帳管理システムを国が管理する全国統一システムに移行しました。これにより将来的には電子申請が可能になるなど農家の方の利便性の向上が期待されます。

今回のシステム移行に伴い、農業委員会事務局の事務処理手順の一部が変更されています。そのため、これまで総会当月の10日としてきた申請締切日を総会開催月の前月末日に変更させて頂くこととなりました。実施時期は今年度下半期を予定しておりますのでご理解とご協力をお願い申し上げます。詳細については決まり次第お知らせいたします。

なお、各種申請に係るご相談は随時お受けしておりますので農業委員会までお問い合わせ願います。

	現在	令和5年下半期予定
総会	毎月下旬	毎月下旬
案件の締め切り	該当総会月10日	該当総会前月末日

※併せて、農用地利用集積計画の申請手続きについても現在見直し作業を進めています。

【担当】新庄市農業委員会事務局 電話：0233-29-5839



山形県農山漁村地域持続的発展活動支援事業

【募集期間】令和5年5月11日(木)～6月16日(金) [新庄市農林課必着]

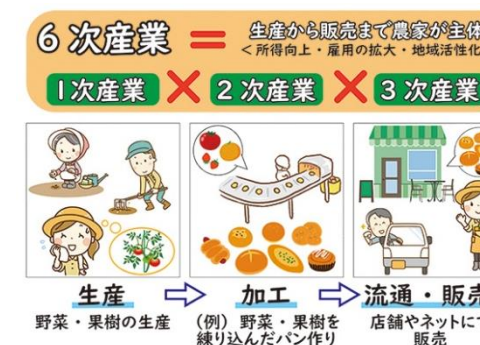
※要望がある場合はお早めにご相談ください。

応募資格

- (1) 2人以上で組織される団体・組織及び個人
- (2) 農林漁業者、農林漁業者で構成するグループ など

対象事業

- (1) 6次産業化の取組み
 - ① 地元の農林水産物を使った商品開発に向けた検討
 - ② 加工品、雑貨、小物等の試作
 - ③ 料理、体験メニューの開発
 - ④ 食品等成分分析、市場調査
 - ⑤ 商品パッケージ等のデザイン制作
 - ⑥ 試作品等のブラッシュアップや販売促進活動 など
- (2) 農林水産物生産の取組み
 - ① 伝承作物等を新たに栽培する取組みの検討、試行
 - ② 現在生産している農林水産物の価値を高めるための新たな生産技術導入の検討、試行 など
- (3) その他の取組み
 - ① 木質バイオマス等を利用した再生可能エネルギーの生産・活用
 - ② 糞などを活用した再生可能エネルギーの循環の仕組みづくり
 - ③ その他、目的達成に向け知事が認める取組み
- (4) (1)～(3)に必要な最低限度の機器等の導入



補助率等

- (1) 事業検討の場合
 - ① 検討に要する経費 補助率 2/3 (補助額上限 20 万円/件)
- (2) 機器等導入の場合
 - ① 検討に要する経費 補助率 2/3 (補助額上限 20 万円/件)
 - ② 機器等導入に係る経費 補助率 1/2 (補助額上限 80 万円/件)

※応募に必要な計画書などの要領・様式は山形県 HP からダウンロードできます。

ホーム>産業・しごと>農林水産業>農業>経営支援>令和5年度「山形県農山漁村地域持続的発展活動支援事業」補助対象事業の募集

お問い合わせは… 農業振興室 TEL 0233-29-5836

経営継承・発展支援事業補助金

本事業は、地域農業の担い手の経営を継承した後継者による、その経営を発展させる取組を支援することにより、将来にわたって地域の農地利用等を担う経営体を確保することが目的です。

- 補助対象者：○地域農業の中心経営体等（人・農地プランに中心経営体として位置づけられている者又は認定農業者）の先代事業者（個人事業法人の代表者）から経営に関する主宰権の移譲を受けた後継者であって、以下の要件をすべて満たす者
- 令和4年1月1日以降に主宰権の移譲を受けた後継者であること
 - 移譲を受けた日より前に農業経営を主宰していないこと
 - 先代事業者の生産基盤や経営規模を著しく縮小しないこと
 - 後継者の名義で税務申告等を行っていること
 - 青色申告者であること
 - 新規就農者育成総合対策事業（経営開始資金・経営発展支援事業）の交付を受けていないこと。

■補助内容：経営発展に向けた以下の取組に要する経費を助成します。

- | | |
|----------------------|-----------------|
| 1. 法人化 | 2. 新たな品種・部門等の導入 |
| 3. 認証取得 | 4. データ活用経営 |
| 5. 就業規則の策定 | 6. 経営管理の高度化 |
| 7. 就農環境の改善 | 8. 外部研修の受講 |
| 9. 販路開拓 | 10. 新商品開発 |
| 11. 省力化・業務の効率化、品質の向上 | |
| 12. 規格等の改善 | 13. 防災・減災の導入 |

■補助対象経費：専門家謝金、専門家旅費、研修費、旅費、機械装置費等、広報費、展示会等出店費、開発・取得費、雑役務費、借料、設備処分費、委託費又は外注費

■補助金額：上限100万円（国と新庄市が2分の1ずつ負担）

■申込期限：令和5年7月14日（金）

※添付書類の準備に時間のかかる場合がありますので、6月初旬までにご相談ください。

■その他：経営発展等の取組みがポイント化され、合計値の高い順に採択されます。

担当：農政企画室（29-5835 直通）

クマにご注意下さい！

今年も各地でクマの目撃情報が多発しています。
農作業に当たっては、クマとの不意の遭遇に十分ご注意ください。

(1) 農作業を行う際に注意すべき事項

- ・作業中にラジオなど音の出るものを携帯するなど、自分の存在をアピールすること。
- ・クマ類の出没情報に留意し、クマ類の行動が活発になる早朝、夕方の作業時には、周囲に気を付けること。
- ・森林、斜面林などのそばの農地は、クマ類の出没ルートとなりやすいので特に注意し、周囲の灌木の刈り払いなどを行うこと。
- ・頻繁にクマ類が出没する地域においては、できるだけ単独での作業は避けること。

(2) 誘引物の除去

- ・クマ類を誘引する生ゴミや野菜・果実の廃棄残さ等の適切な処理。
- ・農地では果樹園が最も被害を受けやすいところであり、収穫後の放置果実は適切に除去すること。
- ・クマ類は、収穫物収納庫に入り込んで採食することもあるため、収納庫はきちんと施錠するなど管理を徹底すること。
- ・草刈機などに使われるガソリンなどの揮発性物質も、クマ類の誘引物となるため、保管場所等に注意すること。

（農林水産省作成リーフレットより抜粋）

クマを目撃、または痕跡を発見した場合は、速やかに市環境課、または警察署へご連絡の上、近隣住民の方々へのお声掛けをお願いします。

お問い合わせは… 農業振興室 電話：0233-29-5836

